

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃  
に関する勧告の方向性

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

**第1 事務及び事業の見直し**

1 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し

研究所は、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の各業務を実施している。これらの試験に当たっては、成分分析を行う必要があるが、検査方法の標準化、公定法の確立や検査精度の維持・管理等が課題となっている。

このため、検査方法が標準化されたものその他研究所が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、研究所は、これら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

2 特別用途食品の表示許可試験手数料

研究所が行う健康増進法に基づく特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず一律17万2千円となっていることから、登録試験機関の実態も調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すものとする。

3 栄養情報担当者（NR）認定制度の廃止

栄養情報担当者（NR : Nutritional Representative）認定制度については、第1期の中期目標期間終了時の見直しにおいて、研究所が本制度を行う必要性及びその具

体的な目標を明確にするとともに、制度導入による社会的効果を把握した上で、その在り方を検討し、結論を得るよう指摘し、最終的に第三者機関への業務移管との結論に達したところである。

これを踏まえ、研究所の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。

## 第2 組織面の見直し

本研究所については、独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的である。

このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。